

南丹市不妊治療等給付申請について

南丹市では、不妊治療又は不育治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成しています。該当される方は、下記の内容をよく読んで頂き、こども家庭課又は各支所総務課まで申請してください。

1. 対象者 下記①および②の者

- ①南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦。
(婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係にある者を含む。)
- ②各種医療保険に加入していること。

2. 給付対象とする治療および助成金額など

	一般不妊治療	生殖補助医療 (特定不妊治療)	先進医療治療	不育治療
治療内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一般治療(治療の一環として行う検査を含む) ・人工授精 ・男性不妊治療 	<ul style="list-style-type: none"> ・体外受精 ・顕微受精 ・男性不妊の手術 	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮内膜刺激術 ・タイムラプス投影法による受精卵・胚培養等 	<ul style="list-style-type: none"> ・不育症の原因検査 ・ヘパリン注射などの治療
保険適用	保険適用有	保険適用有	保険適用外 ※指定医療機関に限る	保険適用有
証明書様式	様式第2号の1	様式第2号の2、3、4	様式第2号の6	様式第2号の5
助成上限	1年度につき10万円(保険適用のみは6万円)			1回の妊娠につき10万円
対象者及び条件	男女(事実婚を認める) <生殖補助医療(特定不妊治療)について> <ul style="list-style-type: none"> ・治療開始時点において43歳未満(女性)が対象となります。 ・治療開始時点において40歳未満の方→1子につき6回まで助成。 ・治療開始時点において40歳以上43歳未満の方→1子につき3回まで助成。 ※上記の治療回数については、胚移植の回数を示します。			
助成内容	本人負担の 1/2 ※ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則等で、不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除する。			
申請期間	治療の翌日から起算して 1年以内			

3. 申請手続き

市役所こども家庭課(中央庁舎2階)又は各支所総務課で受け付けます。

※高額療養費制度や付加給付金制度により助成された金額を控除した額を助成します。これらの制度を利用されている場合、審査に時間がかかる場合がありますので、期日に余裕をもって申請を行ってください。

4. 必要書類(こども家庭課又は各支所総務課にあります)

(1) 不妊治療等(不妊治療・不育治療等)助成金交付申請書

加入している医療保険の種類及び保険者番号等の記入が必要です。

(2) 各治療の医療機関証明書

院外処方がある場合は、薬局の証明書も提出することができます。

治療の内容により、様式が異なります。(様式第2号の1~6)

※特定不妊治療については、様式第2号の2及び4、様式第2号の2・3及び4を併せて申請してください。

(3) 不妊治療等助成金請求書

押印が必要(朱肉使用)です。助成金を振り込む口座の記入が必要です。

(4) 事実婚関係に関する申立書(※事実婚にある方のみ)

よくあるお問合せ

Q:医療機関証明書に文書料はかかりますか？

A:医療機関証明書を作成いただくにあたり、文書料が必要です。金額については、医療機関にお問合せください。

Q:申請できるのは1年度に1回ですか？

A:助成限度額に達するまで、複数回申請いただくことが可能です。助成限度額は、1年度につき、保険適用のみは6万円、先進医療を含む場合は10万円です。申請時点で治療の翌日から起算して1年以内であれば、前年度に受けられた治療について申請いただくことができます。(年度とは4月1日～翌年3月31日までを示します。)

例) 治療期間：令和7年5月1日～令和7年12月28日の場合

⇒ 令和8年5月1日までに申請をしてください。

(期日を経過すると、1年を経過した月分の治療費の助成ができません。)

治療期間：令和8年1月30日～令和8年6月30日の場合

⇒ 令和9年1月30日までに申請をしてください。

(治療期間が年度を跨いでいても申請可能です。)

Q:1年前に治療していた治療費に対して申請できますか？

A:申請できる期間は、治療の翌日から起算して1年以内です。1年を越えている治療費に関する助成はできません。

Q:高額療養費制度を利用予定だが、まだ職場(保険者)に申請していない。不妊治療等給付事業の申請はできますか？

A:申請者が支払った治療費から、「高額療養費制度による給付や共済組合等で給付される付加給付を除いた額」の1/2の額(上限あり)を給付します。そのため、全ての金額が出そろってからの審査となります。併せて、市から保険者に給付額の照会を実施する必要があり、審査までに時間を要するため(長い場合は3カ月間程度)、余裕を持って申請してください。

Q:治療を受けていた時点で、夫婦(事実婚含む)の住所地が異なっていた場合、申請できますか？

A:治療を受けていたご本人が、治療を受けていた時点で南丹市に住所があり、且つ京都府に1年以上居住していることが給付の条件になります。